

議 第 104 号

令和 5 年 6 月 16 日提出

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「一の年度」を「年度」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）第 2 条に規定する職員（臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）その他人事委員会規則で定める者については、第 1 項中「一の年（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、年度。以下この項において同じ。）」とあるのは「9 月 1 日を初日とする 1 年（以下「特定期間」という。）」（第 3 号の規定により与えられるものにあつては一の年、定年前再任用短時間勤務職員にあつては一の年度）」と、「一の年において」とあるのは「当該期間において」とし、同項第 2 号中「当該年」とあるのは「当該期間」とし、第 2 項中「5 日」とあるのは「12 日」とし、第 3 項中「当該年の翌年」とあるのは「当該特定期間の次の特定期間（第 1 項第 3 号の規定により与えられた年次有給休暇にあつては、当該年の翌年）」とする。

第 15 条第 3 項中「（昭和 29 年条例第 18 号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に与える年次有給休暇から適用し、同日前に与えた年次有給休暇については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であって新条例第11条第4項に規定するものは、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

(提出理由)

教育職員等に係る年次有給休暇の取得期間を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
第1条～第10条 【略】 （年次有給休暇） 第11条 年次有給休暇は、一の年（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>年度</u>。以下この項において同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数） （2）次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの 20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 （3）当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員等（以下この号及び第3項において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの（人事委員会が定める者に限る。） 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に第3項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 2 前項の規定にかかわらず、職員としての退職の日から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務することとみなされ	第1条～第10条 【略】 （年次有給休暇） 第11条 年次有給休暇は、一の年（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>一の年度</u>。以下この項において同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数） （2）次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの 20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 （3）当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員等（以下この号及び第3項において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの（人事委員会が定める者に限る。） 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に第3項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 2 前項の規定にかかわらず、職員としての退職の日から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務することとみなされ	←これ以降出てくる「年」を定年前再任用短時間勤務職員においては「年度」と読み替えるため、より明確にするため改正するもの。

る者の定年前再任用短時間勤務職員としての初年度における年次有給休暇の日数は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とする。 3 年次有給休暇は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該年度の翌年度）に繰り越すことができる。ただし、この項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数及び第1項第3号の規定により与えられた年次有給休暇のうち地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間中に与えられた年次有給休暇であって当該年の前年から繰り越されたものの残日数に相当する日数については、この限りでない。 4 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）第2条に規定する職員（臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）<u>その他人事委員会規則で定める者</u>については、第1項中「一の年（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、年度。以下この項において同じ。）」とあるのは「9月1日を初日とする1年（以下「特定期間」という。）（第3号の規定により与えられるものにあつては一の年、定年前再任用短時間勤務職員にあっては一の年度）」と、「一の年において」とあるのは「当該期間において」とし、同項第2号中「当該年」とあるのは「当該期間」とし、第2項中「5日」とあるのは「12日」とし、第3項中「当該年の翌年」とあるのは「当該特定期間の次の特定期間（第1項第3号の規定により与えられた年次有給休暇にあっては、当該年の翌年）」とする。 5 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季	る者の定年前再任用短時間勤務職員としての初年度における年次有給休暇の日数は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とする。 3 年次有給休暇は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該年度の翌年度）に繰り越すことができる。ただし、この項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数及び第1項第3号の規定により与えられた年次有給休暇のうち地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間中に与えられた年次有給休暇であって当該年の前年から繰り越されたものの残日数に相当する日数については、この限りでない。 【新設】 ←定年前再任用短時間勤務職員も、地方公務員法第22条の4第3項に任期が定められているため。 （定年前再任用短時間勤務職員の任用） 第二十二條の四 3 第一項の規定により採用された職員（以下この条及び第二十九条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。 4 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季	○ 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号） （定義） 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 （1）市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。） （2）市立小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 （3）市立中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 （4）市立高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手 （5）市立特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手 （6）市立総合ビジネス専門学校の校長、教頭及び教員 年次有給休暇の規定（第11条）の適用対象となる者の範囲を定める事項であることから、重要度の高い事項であるため、人事委員会規則で定める。 ※現時点では、<u>学校事務職員や学校現場から教育委員会に來た教員（指導主事や社会教育主事）等を想定。</u>
---	--	---

にこれを与えることができる。 第12条～第14条 【略】 （介護休暇） 第15条 【略】 2 【略】 3 職員が介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、一般職給与条例第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例 <u> </u> 第6条第3項の規定により一般職給与条例第19条の規定を準用する場合を含む。）。 第16条～第18条 【略】 （臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第19条 臨時又は非常勤の職員（定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定める基準に従いその職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。 第20条 【略】 別表第1・別表第2 【略】	にこれを与えることができる。 第12条～第14条 【略】 （介護休暇） 第15条 【略】 2 【略】 3 職員が介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、一般職給与条例第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例 <u>(昭和29年条例第18号)</u> 第6条第3項の規定により一般職給与条例第19条の規定を準用する場合を含む。）。 第16条～第18条 【略】 （臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第19条 臨時又は非常勤の職員（定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定める基準に従いその職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。 第20条 【略】 別表第1・別表第2 【略】	←新設の第11条第4項で当該条例が初出されることから、条例番号を削るもの。
---	--	--

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に与える年次有給休暇から適用し、同日前に与えた年次有給休暇については、なお従前の例による。
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であって新条例第11条第4項に規定するものは、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

(第11条の2) 読み替え後	(第11条の2) 読み替え前
(年次有給休暇) 第11条 年次有給休暇は、<u>9月1日を初日とする1年（以下「特定期間」という。）（第3号の規定により与えられるものにあつては一の年、定年前再任用短時間勤務職員にあつては一の年度）</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>当該期間において</u>、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数） (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該期間</u>の中途において新たに職員となるもの 20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員等（以下この号及び第3項において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの（人事委員会が定める者に限る。）地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に第3項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 2 前項の規定にかかわらず、職員としての退職の日から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務することとみなされる者の定年前再任用短時間勤務職員としての初年度における年次有給休暇の日数は、<u>12日</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とする。 3 年次有給休暇は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該特定期間の次の特定期間（第1項第3号の規定により与えられた年次有給休暇にあつては、当該年の翌年）</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該年度の翌年度）に繰り越すことができる。ただし、この項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数及び第1項第3号の規定により与えられた年次有給休暇のうち地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間中に与えられた年次有給休暇であつて当該年の前年から繰り越されたものの残日数に相当する日数については、この限りでない。 5 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。	(年次有給休暇) 第11条 年次有給休暇は、<u>一の年（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、年度。以下この項において同じ。）</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年において</u>、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数） (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの 20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員等（以下この号及び第3項において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの（人事委員会が定める者に限る。）地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に第3項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 2 前項の規定にかかわらず、職員としての退職の日から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務することとみなされる者の定年前再任用短時間勤務職員としての初年度における年次有給休暇の日数は、<u>5日</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とする。 3 年次有給休暇は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該年度の翌年度）に繰り越すことができる。ただし、この項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数及び第1項第3号の規定により与えられた年次有給休暇のうち地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間中に与えられた年次有給休暇であつて当該年の前年から繰り越されたものの残日数に相当する日数については、この限りでない。 5 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第４０号）新旧対照表

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は同法第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第２２条の４第３項に規定する定年前三任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第３条及び第４条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第１１条第１項中「地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同項第１号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同項第３号中「この号」の次に「及び第３項」を加え、同条第２項中「再任用職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同条第３項中「（この項の規定により繰り越されたものを除く。）」を削り、「再任用職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この項の規定により繰り越された年次有給休暇の日数及び第１項第３号の規定により与えられた年次有給休暇のうち地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間中に与えられた年次有給休暇であって当該年の前年から繰り越されたものの残日数に相当する日数については、この限りでない。

第１９条中「短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１１条第１項第３号の改正規定及び同条第３項の改正規定（「再任用職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「改正法」という。）附則第６条第１項又は第２項の規定により採用された職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第２条第３項、第３条、第４条第２項、第１１条第１項第１号及び第１９条の規定を適用する。

- 改正法附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、新条例第１１条第１項各号列記以外の部分、第２項及び第３項の規定を適用する。

（熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例の一部改正）

- 熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例（平成３０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

（熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 改正法附則第６条第１項又は第２項の規定により採用された職員は、前項の規定による改正後の熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例第９条第１項の適用については、同項の定年前三任用短時間勤務職員とみなす。

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について(概要)

教育委員会事務局教職員課

1 改正内容

令和5年9月1日より、教職員の年次有給休暇基準日を以下のとおり変更する。

【現行】1月1日に20日付与

【改正後】9月1日に20日付与

2 目的

教職員の年休取得の向上を図り、心身の健康と自己研鑽の時間を確保するため、所要の改正を行う。

「第2期 学校改革!教職員の時間創造プログラム」において、教職員の休暇取得日数にかかる目標(年間16日以上)を掲げているところである。目標達成に向け、夏季休業中に年休を取得しやすい環境を整備するため、令和5年9月から基準日の変更を行うもの。

3 対象職員

- (1) 校長・教員
- (2) 学校事務職員(高等学校・ビジネス専門学校を除く)
- (3) 学校栄養職員
- (4) 教育委員会事務局等に転任している(1)(2)(3)

※再任用職員、臨時的任用職員、育児休業任期付職員、会計年度任用職員は、任用期間が1年以内で、かつ年度雇用であることから対象外。

4 導入スケジュール

本年9月から新制度をスタートするため、条例の施行日は令和5年9月1日とする。よって、令和5年における年休の付与は、制度の移行期であるため、下図のとおり、1月に加え、9月に行われることとなる。

R5												R6													
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
20日 付与	1-12月分							20日 付与													20日 付与				
前年繰り越し含め最大40日								最大60日				最大40日								最大60日					

R7												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
								20日 付与				
最大40日												

※年休の繰り越しが制度上2年であるため、令和7年から最大40日に平準化